

[事案 2020-333] 新契約無効請求

・令和3年7月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、募集人の説明どおりの契約の履行もしくは契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年7月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、募集人の説明どおりに契約を履行するか、契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、最も安心な貯蓄法であるとか、10年預けると10パーセントの利息が付くと聞いており、預金のつもりでお金を預けた。
- (2)募集人から、保険の勧誘であるといった説明はなく、保険に加入するつもりはなかった。
- (3)申込当初、死亡保険金の受取人が自分より年上の配偶者となっていたこと、お金を受け取れるまでの期間が10年と聞いていたのに、勝手に15年とされていることからすれば、申込書は、募集人が一方的に作成したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、勧誘にあたり、申立人に対して、募集代理店の銀行名と保険商品を販売している旨を説明した。また、募集人の上席者から申立人に対し、提案前と申込前に2度、電話により本契約が変額個人年金保険であることや、手数料およびリスク等についての理解度を確認している。
- (2)募集人は、商品パンフレット等を使用し、積立期間15年と10年を比較して、保険関係費や目標達成シミュレーションの結果等に違いがあることを説明したところ、最終的に申立人が積立期間15年を選択した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。